

まで引き上げた。引き上げたけれども、産別最賃は別よとしたりことで、次は産別最賃危うしかといふことをどうしても指摘したいなと思つております。

私は、むしろこのことは大いに充実をさせて、

今課題となつてゐる医療、介護、福祉分野などにおいても産別最賃ということを模索していくたらいのではないか、このように思つております。これは要望とどめます。

そこで、大臣伺いたいと思うんですけれども、今回、珍しく二けたの引き上げということでおで加重平均十四円余の引き上げになりました。ただ、それでも私の地元青森県は六百十九円でございまして、二千時間働いて百二十三万八千円にしかならない、こういう実態であります。まだまだ最低賃金はワーキングプアの水準ではないかと私は思いますが、大臣はどうによく考えますか。

○舛添国務大臣 今先生のお話を賜りながら、東京だと幾らになるんだろうと思って、これは七百三十九円で、二千掛けでみたら百四十七万八千円なんですね。そうすると、約一十五万ぐらいの差が、二十四万か差があるので

そうすると、これはもう委員の御地元ですから、私の感覚からいうと、青森というのは非常に物価が安く生活費がかからなくていいかなと。やはり、私も感覚的に申し上げれば、いや、これで生活するのは、まあ青森知りませんけれども、大変かなという感じはいたします。

ただ、これは地方最低賃金審議会といふこと

で、公労使三者で、青森の状況を全部勘案した上でお決めにならざつことですから、物価水準とかいろいろなことを考えてされるだらうなどいふことで、公平な立場でお決めにならんだるうところが一つ。

ただ、問題は、ざつことの一連の議論でありますように、憲法二十五条、生活保護との最

低賃金との整合性、やはり最低賃金の方が生

活保護よりも下じやないかとどうこと、私が理解する限り、青森はそのケースに当たらないと いうようだと思います。たしか十一ぐらいそういうところがあったと思いますけれども。しかし、思つております。

今回の法律はそれをきちんと明記するといふことでござります。

それから、成長力底上げ戦略推進円卓会議で、やはり公労使の合意形成で長期的にこの最低賃金を上げていく、こうとしたとござりますので、こういう方向をそれぞれ皆が努力しながら、長期的なこの最低賃金の引き上げということに向かつてやるべきだ、そういう考え方を持つております。

○高橋委員 確かに東京に比べれば若干物価は安いけれども、それだけで吸収できる格差ではないとこうことを指摘したいと思います。

八月に厚労省が発表した 日雇い派遣労働者及び住居喪失不安定就労者、よくネットカブ王難民などと呼ばれておりますが、その実態調査、この中で、日々雇用される日雇い派遣労働者の平均就業日数は十四日、平均月収は十三万三千円です。これは、青森県の最賃労働者がフルタイムで働いても十一万足らずですから、それよりも下回つているという実態であると。ということを、これは答弁は求めませんので、こういう実態であるとどうぞよく考えていただきたいと思います。

私は、別に東京も高いとは思つておりません。この水準を全体として底上げするべきだと指摘をしたいと思います。

○阿部(知)委員

そして、私は、本日の予定された質問、まず最低賃金についてお伺いを申し上げます。せんだつての委員会の後半でも取り上げさせていただきましたが、きょう皆様のお手元にござりますのは、厚生労働省の平成十九年六月の最低賃金の履行確保に係る一斉監督結果といつもの結果データでございます。

この一斉検査とどうか一斉監督結果といふのは、成長力底上げ戦略の中で、ぜひ最低賃金も何とか遵守の方向を獲得しようという政府の姿勢に於て、通常ですと一月から三月、最低賃金の違反についての現場の監督は入るわけですが、それに合わせて、もう一回別に六月にやつた、スペシャル版でござります。

私は、いつも厚生労働省にあだとうだ批判ばかり言つてますが、この検査については、やはり従来のものよりも厳格に詳しくなされていましたし、ぜひ、きょうここで最低賃金の論議がございました後のフォローにも生かしていただきたいと思いますので、あえて現物を御提示して取り上げさせていただきました。

一枚目を見ていただけわかりますように、ここには地域別と産業別の最低賃金の、いわゆる違反をしているなと思われるところをねつて入るわけですが、幾つの事業所が、おののどんな業種ごとに違反件数が多いかというものの紹介が地域別、産業別でござります。

多少繰り返しになりますが、地域別の方で、繊維製品製造業、クリーニング、食料品、あるいは繊維工業、飲食店、理容業、ハイヤー・タクシーなど、千数百件というのはそもそもそういう業種が多くて挙がっているといつでござります。

あわせて、産業別の方を見ていただきますと、先日も申しましたように、多い業種、おのの、産業別の方が賃金レベルは高いわけですが、例えば電気機械器具製造等、最初にどのくらいの相手に入っているかという、最初の数がいわば違反の多さの証左でござります。

「こういう新たな詳細な検討をなさつた、きょう青木さんに御答弁いただきたいんですが、このことを生かして今後どのように施策をしていくがわかるがにげて、問題、お願ひいたしませ」

○青木政府参考人

この六月に実施いたしました最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果、これは今御指摘になりましたように、業種別の状況が明らかになりましたし、また労働者につきましても、性別、あるいはパート・アルバイトと、どうような雇用形態等の状況が判明をいたしました。

最低賃金の履行確保を図るために、監督指導とあわせて周知広報も重要でございます。こうした分析結果をもとに問題があると考えられる業種等を重点とした集団指導でありますとか周知広報、そういう実施を図つたりなど、どうぞうに考えております。

○阿部(知)委員

今、青木局長の御答弁にあつたことが二枚目にも出ておりますが、二枚目には、この監督検査が入つた、そこで働く総労働者数は十六万八千四百五十四人、うち女性が何%、そして最低賃金未満の方が二千五十一人で、その内訳が女性やパート・アルバイト、障害者、外国人であることは前回も御紹介申し上げました。しかし、「これまでの厚労省にはなかつたデータでありますので、私は何度も申しますが、これらを生かした施策をしていただきたい。そして、ぜひ舛添大臣にはお願いがございま

すが、こうした監督検査に入るにも、やはり職員の数、監督官の数というものが重要なになっております。この数年、微増はしておりますが、例えば平成十五年は二千八百十二、十九年は三千十一、これは監督官の数でございますが、今は対面のいろいろなトラブルにも対応しなきやいけないと、いうことで、こうした労働法制の改正が本当に生きていくためには、私は監督官の人的な充実ということがとても重要と思ふますので、大臣の御尽力とお考えを伺いたいと思ふます。

○舛添国務大臣

今、委員に御紹介いただいた調査、こういったものが、この最低賃金法が成立した後もさらに統けていくことによって、法律の施行を担保していくものだと思ってます。

今、力強い御発言を賜りましたが、政府全体として、行政改革をやる、公務員の数を減らす、そういう厳しい方針で臨んでいる中で、いかにし

て人員を確保するか、日々努力をしているところだと思いますので、最終的には国民の皆さん

の税金によりてこういう監督官をふやさないと

いけない。ぜひ国民の皆様にも御理解を賜り、また国会の皆さん方の御理解も賜りまして、

我々としてもこの人数を増員するという努力を傾けたいと思います。

○茂木委員長 この際、お諮りいたしま
す。

今国会、細川律夫君外三名提出、労働契

約法案及び第百六十六回国会、細川律夫君
外二名提出、最低賃金法の一部を改正する
法律案につきまして、提出者全員より撤回
の申し出があります。これを許可するに御
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○茂木委員長 御異議なしと認めます。よ
つて、そのように決しました。

○茂木委員長 ただいま議題となつてお
ります各案中、内閣提出、労働契約法案及び
最低賃金法の一部を改正する法律案の両案
に対する質疑は終局いたしました。

最低限度の生活を営むことができるよう、
生活保護に係る施策との整合性に配慮する
ものとすることであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上
げます。

以上であります。

○茂木委員長 これにて両修正案の趣旨の
説明は終わりました。

○茂木委員長 この際、内閣提出、労働契
約法案に対し、田村憲久君外四名から、ま
た、内閣提出、最低賃金法の一部を改正す
る法律案に対し、田村憲久君外四名から、
自由民主党・無所属会、民主党・無所属ク
ラブ及び公明党の三派共同提案による修正
案がそれぞれ提出されております。提出者
から順次趣旨の説明を聴取いたします。

○田村（憲）委員 ただいま議題となり封
じた最低賃金法の一部を改正する法律案に
対する修正案につきまして、自由民主党・
無所属会、民主党・無所属クラブ及び公明
党を代表いたしまして、その提案理由を御
説明申し上げます。

本修正案は、これまでの当委員会における
審議を踏まえ、自由民主党・無所属会及
び公明党並びに民主党・無所属クラブの協
議の結果、合意が得られたものであります。
修正案は、お手元に配付したとおりでござ
います。

その内容は、地域別最低賃金の原則に基
く規定について、労働者の生計費を考慮す
るに当たっては、労働者が健康で文化的な

○高橋委員 私は、日本共産党を代表し、内閣提出の労働契約法案及び最低賃金法の一部改正案、労働契約法案に対する修正案及び最低賃金法の一部を改正する法律案に対する修正案の四案に反対の討論を行います。ワーキングプアなど働く貧困層の拡大に象徴される雇用、労働をめぐる深刻な実態は、日本の将来を左右する重大な社会問題になっています。さきの通常国会は、労働国会とも言われ、労働三法案の質疑が十分に行われることが期待されていました。

ところが、さきの通常国会で社会保険庁改革関連法案の委員会強行採決の直後に、合意のないまま趣旨説明が行われるという不正常な形で審議入りし、今国会に継続されました。今国会でも、参考人質疑も行われないまま、審議時間は、通常国会と合わせてもわずか二十三時間半と極めて不十分であり、拙速な採決は断じて認められません。

最低賃金法改正案に反対する第一の理由は、労働者、国民の切実な願いである現行最低賃金の抜本的引き上げに結びつかないからです。

最低賃金の水準が生活保護の水準を下回るという異常な状態の解消は、遅きに失したとはいえ、当然のことです。しかし、今日、多くの労働者、国民は時給千円以上の最低賃金引き上げを要求しています。これは年収換算で二百万円程度という水準であり、いわゆるワーキングプア、貧困問題の解決のためには最低限の要求であります。ところが、政府は、一貫して最低生計費の水準を明らかにせず、生活保護とのどのような整合性を図るのかも不明です。一方、生活保護水準の切り下げが議論されている昨今においては、これに連動して最低賃金が引き下げられる懸念すらあります。

反対する第二の理由は、地域別最低賃金を任意から必須とし、地域格差を固定化するものだからです。全国一律最低賃金こそ実現すべきです。また、廃止すべきとの意見もある中、産業別最低賃金は存続されたことは重要ですが、罰則が適用除外されました。労働契約拡張方式が廃止されるとも、現行制度からの明確な後退であり、認められません。

最低賃金法の一部改正案に対する修正案は、生活保護法の本来の原則である憲法二十五条の規定を重ねて述べたにすぎず、原案を改善させる保障にはなり得ません。

以上を指摘し、討論を終わります。

○阿部（知）委員 私は、社会民主党・市民連合を代表し、内閣提出の労働契約法案及びその修正案について反対、また、内閣提出の最低賃金法の一部を改正する法律案及びその修正に対し賛成する立場から討論を行います。

次に、内閣提出の最低賃金法の一部を改正する法律案及びその修正案について意見を述べます。

同法の見直しによって、産業別最低賃金が民事的な性格に変わり、罰則の適用がなくなること、また、派遣労働者に対して、現在適用されている派遣元の最低賃金が、派遣先の最低賃金の適用に変更される点などについては懸念があります。

しかしながら、ワーキングプアの問題が深刻化し、地域別最低賃金が徹底強化され、大幅引き上げにつながっていくことが求められている中で、本法案の改正は一步前進と評価できると考えます。今後、最低賃金を抜本的に底上げするために、全国一律の最低賃金制度の創設を含めて、議論を深めていく必要があると考えます。

最後に、本法案が国民の生活にかかる

重大な内容であるにもかかわらず、与党と民主党のみでの修正を協議し、採決を急いだことについて疑問を呈し、私の反対討論を終わります。

○茂木委員長 これにて討論は終局いたしました。

ますます厳しさが増すだけで、不安定な雇用は不安定な社会をつくり、人生計画が描けない人が多くなっている。また、自殺者も警察庁のまとめでは九年連続三万人を超えていた状態で、昨年は勤務問題での理由が千九百十九人と、統計を取り始めた一九七八年以降最も多くなっています。

少子高齢化社会に入り、黙っていても労働人口は減少し、国の財政も厳しい時代が続いていると思いませんけれども、それだけでも国力の低下が心配されますけれども、先ほど私が話したように、今日の状況を考えると日本は大丈夫なのかなと、このことがより心配になる、私はそういう思いでございます。

国民が安全で安心して働く環境の下で額に汗して働き、生産性を上げて収入を得て生活をしていく、私はこのことが國力をつくり出す源と考えております。我が國が成り立っていく基本的な、基礎的な条件をしっかりと直すため、そして我が国で大きな問題になつて格差の是正、つまり日本の社会のベース問題の解決を図るために最低賃金法と労働基準法の見直しあるいは労働契約法の制定という労働三法の審議が今回求められていると、私はそのようになりますけれども、舛添厚生労働大臣はいかがでしょうか。御所見をお伺いいたします。

○國務大臣（舛添要一君） 現状の日本の認識それから問題意識というのは、私も実は共通したものを持っております。

過去十五年間、バブルの崩壊そして不況、その中からどうすれば立ち上がるか。そのときにやつぱり企業サイドから、経営サイドからの話が一番最初に来ただろうと思います。（つまり、設備投資であれ雇用であれ債務であれ、いわゆる三つの過剰と、こういうものをまず整理をする。そのときに非常にアングロサクソン型の経営重建という形で取り組んできた。ですから、まず企業業績を上げる。その企業業績から見ると、委員御指摘のような、確かにイザナギを超える

景気ということになる。しかし、働いている人たちは給料の形で跳ね返つたのは随分遅れてきている、こういう問題があると思いますし、やはり労働環境の改善がなければ日本の活力は取り戻せないと、そういうことを背景に今回のこの労働三法についての議論があるというふうに私も認識しております。

そこで、「この産業構造の変化、経済の構造変化、こういう価値観が多様な中で、今私が申し上げました、やはり経営者も企業側も、そして労働者側もニーズが非常に多様化している。しかし、その中でどうしたら安心して働くことができるのか、どうすればセーフティーネットが確立するのか。私は実は、これまで戦後、日本経済が良くなつたのは企業がセーフティーネットを提供していた、しかしそれができなくなつたときに、十分できなくなつたときにやはり政府がやらないといけない、そういう観点も一つあるかと」というふうに思います。

そこで、具体的に政府が取り組んでいることと申しますと、さきの通常国会で成立しました雇用対策法改正法案に基づいて若者の雇用機会を確保すると、これがまず第一でございます。それから第二に、パートタイム労働法改正法に基づきまして均衡待遇の確保、そしてそれから、できるだけ正規雇用に移つていただくと、こういう施策を取つております。

○國務大臣（舛添要一君） 委員御指摘のところに加えまして、今申し上げましたように、この労働三法。もうルールの明確化がなければやはり働いている人たちは不安である、そういう意味での労働契約法。それから、今私申し上げましたように、親方日の丸主義でやれた時代は終わつたと、ヤーフティーネットはやつぱり最賃法できっちりやらないといけない、これが第二番目でございます。それから、今御審議いただいている、衆議院で御審議いただいている労働基準法の改正法案、これには法定割増し賃金率の引上げというようなことも入つておりますので、これは是非成立させたいだいたいというふうに思つておりまして、いずれにいたしましても、

この労働三法の審議、これは今申し上げましたように、安心してみんなが働くことができる明るい日本をつくる、希望と安心、これが福田内閣のスローガンでござりますから、これを確立するためにも是非必要なことだと、そういうふうに考えております。

○小林正夫君 今大臣の答弁を聞いておりまして共通する点は、やはり日本の働く人たちがきちんとした労働条件の下また自分の人生設計が描けるような、こういう環境をつくつていく、そのことがなければ日本の国力が本当に、何だらう、しっかりとできていかない。

したがつて、この三法を含めて労働問題の、いわゆる世界の各国からあるいは先進国から見て立ち遅れている労働環境といつては一杯あるんですね、そういう意味でそういうものを引き続き精力的に検討していく日本にしていくと、こういう考え方でよろしいでしょうか。確認いたします。

○國務大臣（舛添要一君） 委員御指摘のとおりでございます。

○吉川沙織君 民主党・新緑風会・日本の吉川沙織でございます。この七月の参議院選舉におきまして初めて当選をさせていただき、また国会での質問は今日が、この厚生労働委員会での質問が初めてになります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私の方からは、主に最低賃金法の一部を改正する法律案、またこれの関連の御質問をさせて

いただきます。
まず最初に、具体的な事項の御質問をさせていただきます。

最低賃金についてですが、一九〇六年においては加重平均で六百七十三円、一九〇七年改定

後十四円引き上げられて六百八十七円という
そういう状況になつております。ただ、一〇〇
六年の六百七十三円と同年の厚生省勤務員の賃

金構造基本統計調査における一般労働者の賃金を比較した場合、最

質は一般労働者の三七・二%の水準にしかなりません。また、これは年次をさかのぼつて計算をしますと陽合で一三五・六%となりますが多

をしても三分の一強の、これぐらいの水準にし

かなりません。
一般労働者の場合は、ボーナスや賞与支給さ
れますが、時間給で働くパートタイマーの方は

一部を除いて一時金等は支給されない状況にあります。よって、一時金の支給状況を勘案す

ると、ベートタイマーの方は更に低い水準となってしまう、こういう現状が存在をいたします。最低賃金を二二%まで比較的去へてきまつた文書

黄褐色を帯びた、上車台側面に方置きしておいたことが、このような社会のゆがみを生んでくるのではないか。どうか。

今回の最貧層の改善より生活保護との整合性を考慮するにいたるのをされど今申し上

いたような状況は改善されるのか、この御諮詢を大臣の方にお伺いをさせていただきます。

というは公労使三者がそれぞれ地域でその地方の最低賃金審議会といふのを踏まえて、で

すから地域別にその地域の事情を踏まえて決定するということでありますけれども、今御指摘なさったようだ、やっぱりこれ労働者の最低限の生活を保障するという機能があるわけですから、今おっしゃいましたように、生活保護に関する施策との整合性に配慮するという「(1)」と(2)を今回明確にしたことは正に最後のセーフティーネットであるという認識がそこにあるんだろううというふうに思います。

今回、この法律を是非成立させていただきまして、その下で今の状況を踏まえて適切な規模での引き上げを何とか実現したいというふうに思っております。

それから、今成長力底上げ戦略推進円卓会議というものを設けておりまして、その中で、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引き上げということで、これを政労使の間できちんと合意形成を図りたいと、そういう合意形成を含んで、成長して生産性上がれば必ず最低賃金引上げするんだよと、これをきちんと決めたいと、そういう方針で最低賃金の問題については取り組んでまいりたいと思っております。

○吉川沙織君 今の大臣の御答弁の方で、政労使でこれから検討していくといわれました。

働いても働いても普通に生活ができないような今の生活保護、保護というか最低賃金の状況これを、安心して働くことができるセーフティーネットの整備として最低賃金の抜本的引上げは検討するに値するところで大臣の御認識はよろしくでしょうか。

○国務大臣(舛添要一君) 私が一人で決めるというわけじゃなくて、今言ったようにそれぞれの地域の審議会でなるべく公平に決めていただくな。ただ、今回、生活保護との整合性に配慮するというの、みんなこの条項をきっちりと入れたことは、私は、やっぱり最低賃金は生活保護を下回っちゃいけないと、これは当たり前のことをやらないかなと思います。その当然の国民の認識を前提にして、様々な施策を実行してまいりたいと思います。

○吉川沙織君 ありがとうござります。
では、この生活保護に関する施策との整合性、
整合に配慮するといふことは、つまりは生活保
護を下回る」とはないと、という解釈でよろしいん
でしょうか。
○国務大臣(舛添要一君) 今申し上げました
ように、基本的にそうでなければ、何のために
最低賃金があるが分かりませんですから、委員
の御指摘のとおりでござります。
○吉川沙織君 ありがとうございます。
では、実際に現行の地域別最賃の水準は、生
活保護と比較した場合、生活保護を下回るこ
ころがあるのがないのか。

最近の報道で、一〇〇七年の改定後十四円アップしたけれども、生活保護との逆転現象が
発生しない、也或は一部首府県もあり、また

角田さわがいおおた者に原見やる。これが県庁所在地などに限ると更に増えるという報道もあります。この現状を政府として放

置しておいてよいと考えるのが否か、お考えをお聞かせください。

○国務大臣(外務省一義)を御指揮くださいましたように、下回つてござります。

千葉、埼玉、大阪、神奈川、東京と、これで聞
邊いないです。これだけ上がっているわけであ
ります。一時は、^{いつぱい}おもろい^{おもろい}を教告^{けうこく}してい

かないと、やつたら、たしかめしていいかないと、いふやうに、基本的に思つてします。

地域別の最低賃金の決め方というのは三つ要素があつて、一つは労働者の生計費、それから労働時間、労働強度、労働条件等によるものである。

労働者の賃金が一ヶ月、二ヶ月が通常の事業の賃金支払能力、この三ヶ月で決定すると、うとありますて、今の三つの決定基準で各地域

の審議会で決めていただいているわけです。
これも必要があれば政府委員の方に細かいそ

のルールを御説明せねばなりませんけれども、生活保護に係る施策との整合性は、こやどういうふうになつてはいるかと云ふと、**最払責任**と生活保護の二つが並んでいます。

水準との比較におきまして、手取り額で見た場合、賃金額と、衣食住という意味での生活保護

（うち、若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住宅扶助をえたもの、ちよと長くなつて恐縮ですけれども、要するに、その住宅扶助をえたもの、いわゆる生活保護ですね、それに住宅扶助をえたものを比較するという考え方で見ていくんで、それで公平な形で一応数字を出しているということですが、今御指摘のようにまだアンバランスな基準、生活費の基準、最低賃金の基準、全部、例えば東京を一〇〇としたときに青森が幾らですか、北海道幾らですか、その指標があはらばらなんで、それが正に地域格差だと思います。しかし、今委員御指摘し、私が具体的な県名を挙げたようなどがないようにするというのが、これが基本的な政府の方向であります。

○吉川沙織君 ありがとうございます。

これに関連して、先週の一部報道でこんな報道がありました。国の統計調査によると、最低賃金を更に下回る賃金しか受け取っていない人がパート、アルバイトの方を中心と全国で四十三万人に上っている、こういう報道がございました。この実態、厚生労働省として、大臣、把握されていますでしょうか。

○政府参考人（青木豊君） ちよと具体的な数字を今持ち合わせておりませんけれども、最低賃金によって、最低賃金未満での賃金になつているという人を未満率といふことで我々把握をしておりますけれども、これは、これは罰則をもつて強制をするものでありますので、一%程度というふうに考えております。

具体的な数字、それが何万人になるかといふことについては、ちよと今手元に数字がございません。

○吉川沙織君 こういう報道があつて、実態を把握しているか否かということをお伺いさせていただきましたので、御答弁をお願いいたします。